

陳情として提出することになじまないものについて

提出された陳情が、以下に掲げる内容により、議会の審議になじまないと考えられるものについては、議長が代表者会議に諮ったうえで、議員に参考資料として配布します。

これらの事項について、陳情が提出された場合には、原則として、受理はされませんが、議長が代表者会議に諮ったうえで、参考資料として柳泉園組合議員に配布することとなり、本会議に上程されることはありません。

(1) 明らかに柳泉園組合の事務に関係のないもの

(2) 柳泉園組合が行う事務に係る権限が及ばないもの

《解説》これは、柳泉園組合の事務に関係のない事項や権限が及ばない事項を陳情されたとしても、柳泉園組合自体がその事務を行うこと等ができないため、柳泉園組合議会としても審議ができません。

(3) 柳泉園組合議会の審議にあたって、事実関係を伺い知ることができないもの

《解説》柳泉園組合議会として調べたとしても事実関係がはっきり分からないものや不明なものについては、審議自体ができません。

(4) 基本的人権を侵すもの及び個人、団体を誹謗、中傷し、又は個人の秘密を暴露するもの

(5) 私人間の紛争の処理に関わるもの又は私人間で解決すべきもの

《解説》私人間の紛争の処理に関わるもの又は私人間で解決すべきものについては、そのもの自体が私人間の民事上の契約に基づいて解決すべきものです。また、柳泉園組合議会の権限が及ぶものでないため陳情の対象から除外されます。

(6) 係争中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの

《解説》係争中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるものについては、提出することができません。これは、司法権は三権分立の一角を占めるものであり、別の一角を占める立法の府である議会、行政が相互に干渉しないことが前提とされています。

(7) 柳泉園組合職員等に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの

《解説》これは、職員等に対する懲戒、分限等の処分については、当該職員等の任命権者に求めるものであり、議会に求める事項でないためです。

(8) 趣旨、要望事項等が不明確なもの

《解説》この場合において、提出された陳情について、柳泉園組合議会の職員が聞き取りを行い、不明確な部分の補正等を行うこととなりますが、補正に応じない場合や、要求事項や内容が、抽象的過ぎて意味が伝わらないもの等については、議長が代表者会議に諮って、上程しないことを決することとなります。

(9) 以上に定めるもののほか、代表者会議で協議をした結果、本会議に上程することが適当でない認められたもの